

2. 補助金改革への取組

農林水産関係の補助金改革

補助金改革の方向

農政改革の方向に
沿った大胆な **統合・交付金化**
[177事業を7つの交付金に]

○ 骨太な目的毎に統合

食の安全・安心確保

強い農業づくり

元気な地域づくり

バイオマスの環づくり

もり
森林づくり

強い林業・木材産業づくり

強い水産業づくり

○ 仕組みの転換

・ 入口重視から出口重視へ

成果目標を明示し事後評価を徹底

採択時審査を簡素化

・ 地域が提案するメニューも補助の対象とする

・ 各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる

省庁間の連携の推進

～ 汚水処理、道路、漁港・港湾、海岸 ～

○ 地域の自主性・裁量性をより発揮できる制度の創設

< 汚水処理の場合 >

農業集落排水施設等(農林水産省)

助成金
(連携分)

公共下水道
(国土交通省)

助成金
(連携分)

市町村が複数の事業を実施する場合に市町村の裁量により事業間で流用可能

浄化槽
(環境省)

助成金
(連携分)

農林水産業・農山漁村の役割の発揮

首相官邸:政策会議・戦略本部
(本部長 内閣総理大臣)

食料・農業・農村政策推進本部

農政改革基本構想

視点

選択と集中

国民の食を守る「食料産業」の視点

グローバル化の中の農業・農政

意欲的な生産者・地域の後押し

方向

食料自給率向上の前提となる人(農業経営)と資源(農地・農業用水等)の確保

消費者が真に安心して納得できる食生活の実現

農業者・農村の創意工夫の発揮や挑戦を後押しする基盤づくり

地域が使いやすい仕組み

地域の自主性・裁量性の発揮

国と地方の連携による施策の展開

農林水産行政は国と地方が連携して展開する必要

○ 自給率の向上(生産地 vs 消費地)

○ 国土の保全(川上 vs 川下)

○ 国民のふるさと(農村部 vs 都市部)

県、市町村の枠をこえて
広域的な判断が必要

連携

地域再生本部

仕組み転換の概要

事務手続の大幅な軽減

地域の取り組みの自由度の拡大

① 入り口重視から出口重視へ

[これまで]

- ・ 事業毎に定められた細かな要件に合致しているのか細かく審査
- ・ 個別の施設毎に規模・構造等を細かく審査

[これから]

事前審査の簡素化

- ・ 達成しようとする成果目標が、事業の目指す方向に合致しているかどうか、計画内容が成果目標達成可能な内容となっているかどうかだけを審査

事後評価の重視

- ・ 事業実施後、成果目標を達成できたかどうかを評価し、達成できない場合には、改善措置を求める

② 地域が提案するメニューも補助の対象とする

[これまで]

- ・ 国の示すメニューの中から選択

[これから]

- ・ 国の示すメニューに含まれていなくても、地域が必要と判断するメニューであれば、補助の対象とする

(想定されるメリット)

- ・ 他の事業で過去に整備した施設の改修など、既存のストックを活用した取組が容易になる
- ・ ハード事業でもソフト的取組(話し合い活動等)が可能になる

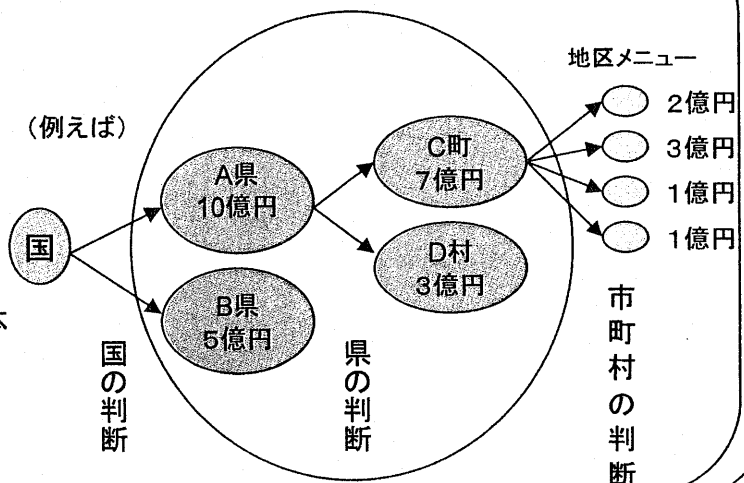
③ 各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる

[これまで]

- ・ 個別事業毎に事業申請を受け交付額決定

[これから]

- ・ 統合された交付金一体で事業申請、採択した計画全体について予算を配分



食の安全・安心確保交付金

《食の安全・安心の確保のための地域における取組への国の支援》

食の安全・安心の確保のための対策という
共通理念に基づき、各対策ごとの補助金を大括りし
一本の交付金へ統合

農産物の 安全管理

- ・土壌有害物質のリスク管理
- ・農産物の安全性確保
(GAPの推進等)
- ・農薬安全使用の推進
など

衛生管理

- ・家畜衛生管理体制の整備
- ・畜産物の安全性確保
- ・養殖衛生管理体制の整備
など

植物防疫

- ・総合的病害虫管理(IPM)の
普及推進
- ・重要病害虫の侵入・まん延
防止体制の整備
- ・輸出検疫条件の整備
など

トレーサビリティの 導入促進

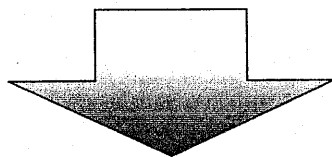
- ・生産・流通段階における
情報関連機器等の整備

食品表示の 適正化

- ・食品表示110番の開設
- ・食品表示ウォッチャーの
配置
など

食育の推進

- ・食育推進ボランティアの
活動の充実
- ・地産地消の推進
- ・体験学習の推進
など



地域の実情に合わせた食の安全・安心対策の実施

強い農業づくり交付金

現状の対策

生産対策

高品質農畜産物の供給体制の確立を図るため、新技術の現地実証、施設・機械等の整備を支援

経営対策

認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積を促進し、地域農業の構造改革を加速化

流通対策

食品産業と生産者との連携強化、食品流通の効率化、合理化に向けた取組を支援

対策の大括り化・交付金化

生産・経営から流通まで、川上から川下までの総合的な政策の推進

メリット

- 地域の実情に応じて必要なメニューを機動的、弾力的に選択することが可能になる
- 担い手の育成、産地の形成、流通の合理化といった対策を地域ごとに総合的に推進

生産・経営から流通までの総合的対策の推進

新技術の導入、施設整備の支援

担い手を中心とした産地における高品質農畜産物の生産

担い手に対する総合的支援

担い手育成

連携

- ・産地と実需者の取引締結の支援
- ・産地と連携した輸・配送拠点の整備等

消費者・実需者

元気な地域づくり交付金

○「立ち上がる農山漁村・地域再生」、「魅力ある農山漁村づくり」、「都市と農山漁村の共生・対流」を目指し、地域の創造力を活かし、地域の裁量性・自主性が発揮されるような形で各種支援を実施

- ・30本の農山漁村振興関連事業(非公共)を、ハードとソフトの2本のみに集約。
- ・事業のメニューの選択の幅を拡大し、農地基盤整備対策から都市農山漁村交流対策まで、地域の判断で進度を調整しながら実施可能。

これまで

- 経営体育成促進事業
- 畑利用高度化促進事業

- 遊休農地解消総合対策事業
- 農村振興基本計画作成事業
- 産地づくり支援農地情報整備促進事業
- 農地流動化支援水利用調整事業
- 農村振興支援事業
- 農村振興地理情報システム整備事業
- 田園自然環境保全・再生支援事業
- 美しいむらづくり支援事業費

- 就業機会確保促進事業
- 特定農山村総合支援事業
- 新山村振興等農林漁業特別対策事業

- 活動火山周辺地域防災農対策事業

- グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業
- グリーン・ツーリズムビジネス育成事業
- モデル地域整備事業
- 都市農業支援総合対策事業

- 基盤整備促進事業
- 地域環境保全型農業推進総合整備事業

- 農村振興支援総合対策事業
- 田園自然環境保全整備事業
- 遊休農地解消総合対策事業

- 新山村振興等農林漁業特別対策事業
- 山村地域環境保全機能向上実験モデル事業
- 里地棚田保全整備事業

- モデル地域整備事業(やすらぎ空間整備事業)
- 都市農業支援総合対策事業

これから

農山漁村地域活性化推進交付金(ソフト)

以下の活動などのメニューについて、
地域が予算を自由に配分

- ・基盤整備事業地区での担い手への農地利用集積のための土地利用調整活動
- ・ボランティアや農業者の組織による遊休農地再生活動
- ・産地づくり支援のためのGISによる農地情報の整備
- ・農村地域における自然環境の保全・再生活動
- ・グリーン・ツーリズム推進のためのワークショップ活動等

- ・その他地域が必要と認めるソフト活動

農山漁村地域活性化整備交付金(ハード)

以下のハード整備のメニューについて、
地域が予算を自由に配分

- ・地域の特性を活かした農地の高度利用を行うためのきめ細かい土地基盤整備
- ・地域住民等による保全活動と連携した生態系保全型の農地整備や土地改良施設
- ・中山間地域の特産品の加工・集出荷施設
- ・廃校・廃屋を活用した都市農山漁村交流拠点施設
- ・都市住民のニーズを踏まえた市民農園

- ・その他地域が必要と認めるハード整備

二つに集約

バイオマスの環づくり交付金

○地域が策定するバイオマスタウン構想の実現に向け、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を支援するための交付金制度を創設

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした自主的な取組を推進

バイオマスタウン構想の実現に向けて

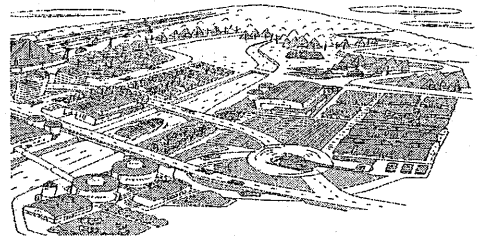
バイオマスタウン構想に沿って、市町村が主体的にバイオマスの利活用の促進に取り組む場合に、バイオマスの発生から利用までを効率的に循環させるために必要な事業を実施

市町村
＋
NPO、農協、事業者団体、
大学等

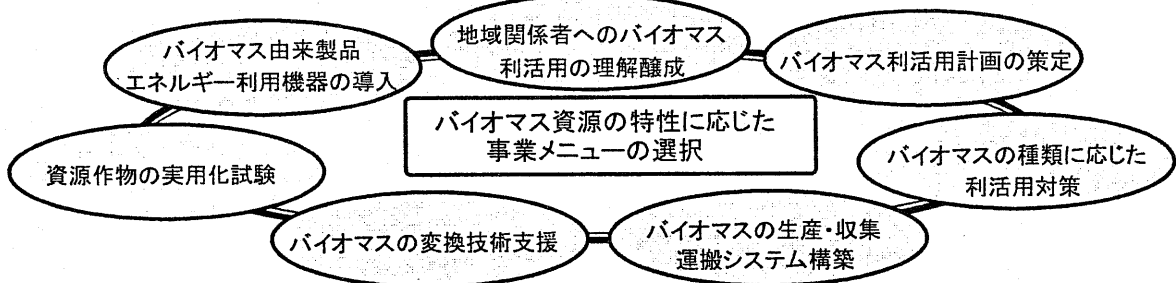
バイオマス利用計画
(バイオマスタウン構想書)
作成

農林水産省
＋
関係府省

地域の取組に対し
情報の共有と連携



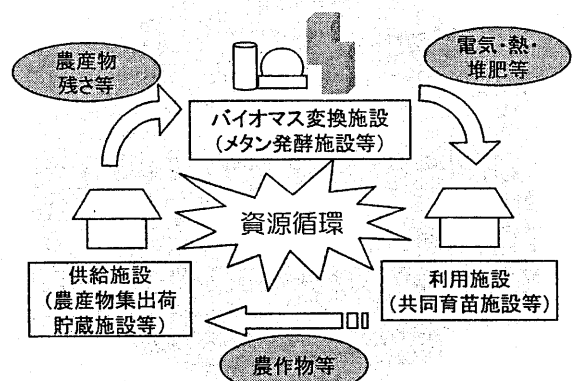
【バイオマス利活用推進交付金(ソフト支援)】



【バイオマス利活用整備交付金(ハード支援)】

バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



地域のバイオマスを効率的に活用するバイオマスタウンを実現し、
「バイオマス・ニッポン総合戦略」を強力に推進

もり 森林づくり交付金

ー森林の多面的機能の発揮と山村再生ー

ねらい

地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を支える条件整備、社会全体で森林づくりを支えるという国民意識の醸成、定住促進による森林づくりを支える山村再生を一体的・総合的に実施（地域の判断で地域に必要なメニューを実施）。

メニュー

<ソフト>

- 森林病虫・獣害や山火事等による被害防止の推進、山地災害危険地区の周知徹底
- 流域の特性や地域のニーズに応じた森林づくりを支えるための普及啓発・合意形成
- 間伐材の利用促進
- 森林環境教育、企業の森林づくり活動をはじめとする森林ボランティア活動等の促進
- 多様な優良種苗の確保

成果目標の例

- ・山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合
- ・年度別間伐材利用量
- ・森の子くらぶ活動への参加者数
- ・自主的な森林の整備活動等への参加者数

<ハード>

- 間伐を促進するための条件整備（作業道、高性能林業機械の整備）
- 森林環境教育や都市との交流を推進するフィールドの整備
- 都市と山村の交流、山村の生活基盤の改善のための施設整備

※これらメニューの地元提案枠を活用し森林資源を活かした新たな産業（森業・山業）の創出を支援

成果目標の例

- ・年度別間伐実施面積の目標達成
- ・新規定住者の増加数
- ・施設を利用した交流人口の増加数



○森林の多面的機能の持続的発揮

○森林を支える山村の再生・活性化



強い林業・木材産業づくり交付金
～林業・木材産業の構造改革の実現と木材利用の推進～

ねらい

林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進

- ① 効率的な林業生産体制の早急な確立
 - ② 木材産業の構造改革の推進
 - ③ 木材・木質バイオマス利用の推進
 - ④ 担い手となる人材等の育成
- を一体的・総合的に実施（地域の判断で地域に必要なメニューを実施）。

メニュー

＜ソフト＞

- 森林施業・経営の集約化の促進
- 地域材の供給体制の整備や新流通加工システムの構築等の促進
- 効率的かつ安定的な林業経営を担いうる人材の育成及び確保
- 消費者と連携した特用林産物の産地づくり
- 木材利用の意義についての普及啓発や地域材を活用した家づくり等の促進

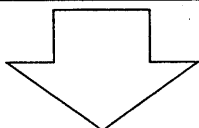
＜ハード＞

- 効率的な林業生産体制確立のための条件整備（高性能林業機械の導入、作業道の整備等）
- 林産物の加工・流通の低コスト化のための木材加工流通施設等の整備
- 山村地域資源としての特用林産物生産施設等の整備
- 地域材を利用した公共施設や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備

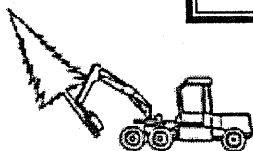
※これらのメニューの地元提案枠を活用し、森林資源を活かした新たな産業（森業・山業）の創出を支援

成果目標の例

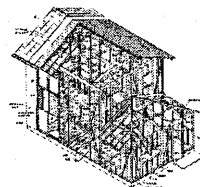
- ・ 事業体の年間事業量の増加
- ・ 生産性の向上
- ・ 素材生産量の増加
- ・ 人工乾燥材の生産割合の向上
- ・ 集成材用素材の地域材利用量の増加
- ・ 林業就業者の確保
- ・ 特用林産物の生産量の増加



林業・木材産業の構造改革の実現と木材利用の推進



- 林業・木材産業の生産性の向上
- 地域材利用量の増加
- 担い手の所得の向上



強い水産業づくり交付金

ハード事業・ソフト事業が一体となった施策の展開

健全な水産業の育成

- ハード事業
 - ・漁業生産施設の整備
 - ・水産物の供給施設の整備
- ソフト事業
 - ・担い手の育成支援
 - ・漁協の経営基盤の強化
 - ・水産物流通・加工機能の強化

漁村地域の活性化

- ハード事業
 - ・漁港の高度利用の促進
 - ・漁村コミュニティ基盤の整備
- ソフト事業
 - ・都市と漁村の共生・対流の促進

つくり育てる漁業の推進

- ハード事業
 - ・水産資源の増養殖施設の整備
 - ・内水面漁業の振興施設の整備
- ソフト事業
 - ・水産資源の増養殖の推進
 - ・内水面漁業の推進
 - ・漁場環境の保全

水産資源の適切な管理

- ソフト事業
 - ・資源管理体制の強化
 - ・水面利用調整の推進

各地域の実情に応じてメニューを選択

(例1) 健全な水産業の育成と適切な資源管理に取り組む地域

地域の取組

- ハード事業
 - ・漁業生産施設の整備
 - ・水産物の供給施設の整備
- ソフト事業
 - ・担い手育成支援
 - ・資源管理体制の強化

(例2) つくり育てる漁業の推進と漁村地域の活性化に重点を置く地域

地域の取組

- ハード事業
 - ・水産資源の増養殖施設の整備
 - ・漁村のコミュニティ基盤の整備
- ソフト事業
 - ・漁場環境の保全
 - ・都市と漁村の共生・対流の促進

地方の自主性を活かした水産施策の展開

水産物の安定供給の確保・水産業の健全な発展を実現

公 共 事 業 に お け る 補 助 金 改 革 ～ 地域の裁量度を高めるための省庁間の連携推進 ～

検 討 の 方 向

- 公共事業において、地方の裁量度が高まるための仕組みとして、省庁をまたがる以下の4分野について、省庁間の連携方策を検討
 - ① 汚水処理
農業集落排水施設、漁業集落排水施設、公共下水道(国交省)、浄化槽(環境省)について、同じ市町村において複数の事業を実施する場合
 - ② 道路
農道・林道と地方道(国交省)について、一定の地域において複数の事業を実施する場合
 - ③ 漁港・港湾
漁港と港湾(国交省)について、隣接する第1種漁港と地方港湾に関し、放置艇対策や双方に効果がある防波堤の整備等を行う場合
 - ④ 海岸事業
農地海岸、漁港海岸(以上農水省)、港湾海岸、河川海岸(以上国交省)について、海岸保全施設の耐震調査や補修の実施、水門等の遠隔操作化などの整備を行う場合



概 算 要 求 で の 対 応

- 各省が各分野について、通常の事業分とは別に連携分を計上

【連携分】

- ・連携分は、地方公共団体が複数の事業を実施する場合に活用。
- ・地方公共団体は地方の裁量により事業間で流用が可能。
(農林水産関係の補助金改革の全体図参照)



今 後 の 対 応

- 対象地域、要件等の詳細については、具体的なニーズ等を調査しつつ、17年度予算の政府案までに調整し決定